

## ワーク・ライフ・バランス推進の取組について

平成22年2月15日

文部科学省

**1. 早期退庁の推進**

国会会期及び予算編成期間中の日程・状況等を考慮しつつ、全府省で一斉定時退庁として指定している水曜日（全府省一斉定時退庁日）だけでなく、金曜日を文部科学省リフレッシュ早期退庁日として、全職員に対しメールで早期退庁の呼びかけを行っている。

**2. 休暇取得の促進**

四半期毎に年次休暇取得の計画表を各局筆頭課に配布し、休暇の取得促進に配慮するよう要請。

**3. 弾力的な勤務日・勤務時間の設定**勤務時間の割振り変更（早出遅出勤務）

子どもの保育所等への送迎や、夜間の超過勤務（国会対応等）に対応し、数ヶ月や1年など一定期間まとめて、勤務時間の割振りを以下～の勤務時間帯に変更することを可能としている。

8：30～17：15

10：00～18：45

11：00～19：45

13：00～21：45

テレワークの実施

文部科学省においては、平成18年度～平成20年度の試行に続き、平成21年度から本格導入しており、平成22年度においても、育児や介護を行っている職員を主な対象者とし、業務の生産性・効率性の向上や職員のワーク・ライフ・バランスの改善を目的としたテレワークを実施予定。

**4. 「かすみがせき保育室」の設置**

・文部科学省では、職員の仕事と子育ての両立を支援するために、平成13年10月に中央省庁で最初の事業所内保育施設「かすみがせき保育室」を設置。

・保育時間は、職員等の就業状態を考慮して、午前8時30分から午後10時までとしている。

・利用対象は、原則として文部科学省職員の小学校就学の始期に達するまでの乳幼児であるが、利用定員（30名）の範囲内で文部科学省職員以外の乳幼児も対象とし、一時保育も行っている。